

Title	私有林に関する試論(二) : 一山林地主の生態について
Sub Title	A study on the private forest property in Japan : economic condition of a forest owner
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.2 (1954. 2) ,p.146(38)- 160(52)
JaLC DOI	10.14991/001.19540201-0038
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540201-0038">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540201-0038</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

私有林に關する試論(二)

一山林地主の生態について

金丸平八

四

土井家の山林經營について、その詳細を示す資料は、極めて僅かである。それ故、以下の記述の中、現地調査の結果に基いたものも尠くない。この點、豫め了承していただきたい。

一般的に、尾鷲地方の林産物にとつて、主要な販路は近畿以東であつたといはれてゐるが、このことは次の資料によつても或る程度確認することが出来る。

「明和三年丙戌

三月 日

「諸達控」

尾鷲組在々模様書上

(前略)

一山方仕出之色物江、尾張勢州邊とも捌ヶ口不宣其上直段下直にて仕入人共一向金廻り不仕難義仕候義御座り

(後略)

従つて、土井家についても、この一般的傾向を無視することはできないのであるが、既に述べた幾つかの例からして、これを決定的要素と考へることは非常に危険である。唯、相對的意味に於て、江戸との繋がりや重點が置かれたことは事實であつたろう。

土井家が山林經營に用ひた勞働力は、常備と日傭とであつた。前者と土井家との關係が著しく恩顧的な要素を含み且つこれをそのままでないにしても、現在にまで繼承してゐることは言ふ迄もない。後者は主として農民であるが、特殊技能を持つ山稼人は別として、山林勞働の恒常性と特殊性とは、常備・日傭との關係を固定化し、更にそれは、そのまま土井家との關係へ擴張されていつたと考へられる。乍然、各年度に於ける雇傭人數・勞賃等については殆んど知る事が出来ない。

次に、山林の伐採及植栽については、前記山林順續によつて、輪廓だけは、やや正確に描くことが出来る。

伐期齡が現在に比較して稍長く五〇〜六〇年であつたことは既に述べた。伐採方法については、表一に示した如く、文政一二年迄その殆んどが手前伐、自己伐採、造材をも含んでいたか否かは不明に屬してゐる。このことは、雇傭勞働者との前記關係をより強固にし、且、それを基礎として行はれていたのであるが、同時に、土井家が植栽、伐採といふ語はば、典型的な山林經營に終始したことを示してゐる。それ故、「林業の發達

杉貳千貳拾本 同四、亥植

(後略)

なる事實によつて、その根據を失つてしまふからである。我々は、單に、杉が檜を多少上廻つていたことを認め得るに過ぎない。

以上、土井家の山林經營について、その一端を述べたのであるが、このような内容を持つ山林が、或ひは土井家の山林經營が、次の時代には如何に變貌したであらうか。以下、これを考察する。

(註一) 現地調査の結果による。尙、これについては異論も少くない。例へば、大阪營林局・大阪木材市場の歴史的發展過程、昭和二六年三月刊・九〜七五頁。農林省林野廳・林業經濟實態調査―三重縣北牟婁郡尾鷲町―三〜七頁。を比較していただきたい。

(註二) 日本林制史資料・前掲書・一八六頁。尙、このやうな記録は、同書・一八八・二〇〇頁にも見られる。

(註三) 前節、註七參照。

(註四) 尾鷲地方の主要産業は、林業と漁業とであるが、漁業に従事する人々が、假令、日傭としても、林業に従事することはなかつたといふ。それ故、ここでは、小山林所有者をも含めた廣い意味で農民とした。

(註五) 前記實態調査は、六〇〜七〇年と規定してゐる。同書・六頁。

が農業に非ざる林業から農業としての又は農業的面の多い林業

(造林業プラス採取業)への發展であることを、歴史的理論的に考察した場合、歴史的には、土井家に關する限り、農業に非ざる林業を缺き、他方、農業としての林業がかなり早くから行はれてゐたことを知るのである。これは、天保元年以降漸増した、入札拂立木處分によつても何等妨げられることはなかつた。

植栽については、單位面積當りの植栽木數を正確に求め得ない。然し、現在一町歩約壹萬本に比較して疎植であつたといはれてゐる。更に、植栽樹種についても、これを早急に決定することは困難である。例へば、「明和七年に於ける、跡地造林も當時は専ら杉の單純林とし、」傍點筆者といふ記述は、土井家に關する限り到底認められることは出来ない。何故ならば、このやうな記述は、直ちに、

「場所斗り返し谷の入口 傳藏山へ續

一南浦彦兵衛山壹ヶ所

上り東ハ半右門山限リ

境目 南 大曾根山

夫より下尾返し

北本家山 下ハ場

明和三年十一月

此山伐跡を買但高ニ殘木百木斗有之

植場所へ 檜千四百八拾本 明和三年春植、

私有林に關する試論(二)

(註六) 典拠とは、狹義の林業についてである。尙、林業の概念規定は、林業發達史調査會・日本林業發達史編纂要綱(案)、三頁参照。

(註七) 石渡貞雄・林業地代論・昭和廿七年八月刊・三〇頁。  
(註八) 同氏による「歴史的」なる内容が、理解し難い爲、この引用は當を缺くかとも考へられる。然し、同書・二〇六〜九頁に對しては、この例の示唆する點は重要であると思ふ。

(註九) 前掲・實態調査書・七頁。

五

徳川中期から後期にかけて集積された山林―就中、年季賣買

「第一表」 明治初年より明治二〇年代に至る尾鷲町南浦の概況。

年次	戸数	人口	耕		地		山林・原野 雑種地	宅	地	官有地
			田	地	畑	地				
明治2年南浦(一)	194戸	1395人	42町3反9畝7歩	22町4反3畝28歩	町反畝歩	町反畝歩	13町2反1畝0歩	5反6畝11歩		
明治年尾鷲町南浦(二)	486戸	2874人	62町7反7畝29歩	32町9反7畝20歩	3102	7	0	25		
(同年尾鷲町)(三)	(1340戸)	(7042人)	(161町8反0畝24歩)	(101町9反4畝13歩)	(3327)	(56町21)	(30)	4	1	37
明治20年尾鷲町南浦(四)	487戸	2545人								(8町1反1畝24歩)

(註) 一は、前出・水産廳筆寫・所藏。「明治貳年巳七月・

牟婁下郡・尾鷲組大差出狀」の内、林浦・南浦の合計である。

(四)は、野地義智編・前掲書より作成。(三)は、三重縣北牟婁郡相賀町大字小山浦、東一郎氏所藏「執務便覽・明治三四年」に據る。

尙、明治三六年迄尾鷲町は尾鷲南浦・尾鷲中井浦・天満浦・矢濱・向井浦・大曾根浦の六大字によつて構成され、現在の尾鷲町に屬する行野浦は九鬼村に含まれてゐた。従つて、前掲・林業經濟實態調査に示された明治二〇年の尾鷲町に關する統計は採らない。

更に、「郡内(北牟婁郡)を指す―筆者註)尾鷲南浦・尾鷲中井浦・長島浦・天満浦等ハ農商漁業共に概十分ノ三樵夫十分ノ一而シテ農夫ニシテ商業ヲ兼ネ商賣ニシテ農業ヲ兼ネ漁者樵夫ニシテ日傭ノ業ヲ兼ヌルモノ半バニ居ル」：「然ルニ本村(尾鷲南浦―筆者註)ハ田圃原ヨリ狹隘ニシテ村農之ヲ耕スニ足ラス故ヲ以テ米穀蔬菜其供給ニ乏シクシテ之ヲ他邦ニ仰ク之ニ反シテ山地ノ廣漠ナル其土壤ハ最モ肥沃シ成樹其宜キヲ得テ到ル所林相鬱鬱トシテ良材産スヘク薪炭製スヘシ：而シテ：港外ハ渺タル滄海ニシテ克ク巨萬ノ漁利收獲スヘシ故ニ土地ノ物産ハ漁介薪炭木材等ヲ以テ富メリ」：「男、農ヲ專ニスルモノ拾四戸商ヲ專ニスルモノ五十五戸工ヲ專ニスルモノ貳拾五戸漁ヲ專ニスルモノ五十八戸農間商ヲ兼ルモノ五十二戸其ノ他ハ日雇雜業ニ従事スルモノ」：「女、農樵等男子ノ業ヲ補フ或ハ商業裁縫等ニ従事ス」といふ記述も亦、その理解を援けるであらう。かかる事情を背景とする土井家の經濟活動は、明治七年に成

私有林に關する試論(一)

の對象となつてゐた山林―が、土地私有權の確立に伴つて如何なる形に組替へられ、更には亦、土井家の山林經營に如何なる變化が生じたか、これを明らかにすることが本節の中心課題である。然し、我々の努力は、この課題に對して十分な成果を示し得たとは考へられない。それは、明治三十一年(一八九八年)まで、我々が、土井家の所有土地面積について、十分な知識を持ち得なかつたことによる。ともあれ、我々は、所謂「明治の變動期」を生き抜いた土井家の性格に研究の焦點を合せてみよう。

まず、當時に於ける尾鷲町南浦の(註七)状態に關して、時代的差異は否定し得ないとしても、次の表は、二應の用途を提供するであらう。

明治七年土井家の所有土地面積(一部)	
田 地	三畝〇九歩
畑 地	二町二反二畝〇二歩
屋敷地	二反 一三歩
山林	五町五反四畝
藪地	八畝二一歩

果の一端として次の數字を残してゐるが、その中心は依然として山林經營に林業にをかれてゐたやうである。

山林の取得についていへば、第二表に現はれた如く、過去の方法が忠實に踏襲されてゐる。例へば、取得山林の大部は、嘗つての尾鷲組であつた地域に集中し、その内容も亦、立木の商品化を積極的に表面化するには至つてゐない。換言すれば、山林に對する土井家の態度には、商業資本家的色彩が完全に近いまで缺けてゐたのである。これは、後に述べる土井家の金繼面に於ける動きと比較して、注目し得る傾向であると思はれる。唯、明治六年から明治七年にかけての入會山(村持山)取得は、地租改正を契機とする農民の入會地喪失を側面から例證するものとして興味深いのであるが、これについて、我々は、それ等が、決して、明るい經緯にのみ終始したものでないことを指摘するに止めて置く。更に、山林取得の過程が、以前に比べ、簡略化されている點については、土地所有權の確立に伴ふ現象として理解すれば足りる。

四一 (一四九)

「第二表」 明治初年より明治二〇年代に至る山林取得の概要。

取得年度	種別	反別又ハ本数	土地代金	立木代金	計	原所有者居住地	備考
明治3年	山	2ヶ所			(金)30兩 1朱 (銀)2反 1分 4厘	矢	
4年	山	2ヶ所			(金)20兩 8分 1厘 (銀)60反 3分	濱村	天満浦外4ヶ村入會山
6年	山林	12本		45兩	(金) 41兩		
8年	山	2ヶ所			268圓42錢 5厘	浦村	
9年	山	3ヶ所			195〃30〃 5〃	濱井	
10年	山	3ヶ所			21〃91〃 5〃	浦村	(註一)
11年	山	2ヶ所	3圓74錢	76圓26錢 厘	100〃 0〃 0〃	浦村	
12年	山	2ヶ所	1圓50錢	210〃76〃 5〃	75〃57〃 0〃	浦村	
14年	山	1ヶ所			212〃26〃 5〃	浦村	南浦外15ヶ村々持山 明治7年ヨリ10ヶ年 々季延長
15年	山	1ヶ所			133〃62〃 0〃	浦村	
16年	山林	2ヶ所			523〃58〃 0〃	浦村	
17年	山林	2ヶ所			50〃 0〃 0〃	浦村	
計					105〃12〃 0〃	浦村	
					20〃25〃 0〃	浦村	
					155〃86〃 2〃	浦村	
					541〃31〃 4〃	浦村	5ヶ村浦持地
					87〃08〃 8〃	浦村	
					825〃07〃 5〃	浦村	
					152〃55〃 0〃	浦村	立木 2本共
					779〃36〃 5〃	浦村	立木 43本共
					18〃78〃 3〃	浦村	

取得年度	種別	反別又ハ本数	土地代金	立木代金	計	原所有者居住地	備考
18年	山林	1町0〃2〃	3〃70〃	338〃78〃 5〃	352〃48〃 5〃	浦村	
19年	山林	739本			47〃79〃 0〃	浦村	
20年	山林	12町5反3畝 2歩	198〃10〃	584〃73〃 6〃	782〃83〃 6〃	浦村	
21年	山林	3〃5〃15〃			203〃70〃 0〃	浦村	
22年	山林	6〃7〃0〃 0〃			825〃07〃 5〃	浦村	
24年	山林	1ヶ所			4〃 0〃 0〃	浦村	
25年	山林	5反7畝18歩			83〃38〃 5〃	浦村	
計					763〃 0〃 0〃	浦村	
					33ヶ所	浦村	
					38町2反4畝 5歩	浦村	
					358圓24錢	浦村	
					2,715 67 1	浦村	
					7,324 〃 35 〃 3厘	浦村	

(註) 本表は、「山林賣渡書」「登記書」等を参照して作成した。

(註一) の土地代金・立木代金の計は、原資料のままとした。

(註二) の項には、金・銀の額は加算されてゐる。この他方、山林の賣却—土地所有權をも含めて—も屢々行はれてゐた筈である。然し、それについて、我々の知り得た範圍は、讓渡の場合を除き、伐木乃至丸太の賣却に關する部分に限定されてゐる。従つて、次表からその全貌を窺ふことは不可能であるが、これに依つて、立木處分の重要性と賣却金の性質並にそれが果すべき役割とを想定することは差支へないであらう。

「第三表」 明治一〇年より明治二〇年代に至る伐木・丸太の賣却概要。

私有林に關する試論 (二)

賣却年度	種別	反別又ハ本数	代金	北牟婁郡居齋町	
				木枿(尺×)	杉(尺×)
明治10年	伐木	2ヶ所	圓 457 50	圓 0	圓 457 50
11年	伐木	1ヶ所	525 0 0	0	525 0 0
12年	伐木	2ヶ所	44 0 0	0	44 0 0
15年	伐木	2ヶ所	265 90 0	0	265 90 0
17年	伐木	5ヶ所	62 01 0	0	62 01 0
18年	伐木	2ヶ所	884 36	2	884 36
19年	伐木	2ヶ所	314 17	7	314 17
20年	伐木	3ヶ所	488 75	5	488 75
21年	伐木	3ヶ所	549 0 0	0	549 0 0
計			970 44	3	970 44

四三 (一五二)

頁 18ヶ所 4,341 15 2

(註) 本表は「買請書」「請取」等を参照して作成した。  
北牟婁郡尾鷲町木材價格の項は、土井八郎兵衛著、紀州尾鷲  
地方森林施業法・明治三八年刊・二〇〜二三頁に據る。

即ち、この賣却金は、この時代に於ても、山林への再投資の基  
礎となつてゐたと考へざるを得ない。何故ならば、我々の知る  
限り、土井家の關與した他の經濟分野から、第二・四・五表の  
如き多量の資本を調達し得たとは考へられないからである。端  
的にいへば、土井家の經濟的基礎は、疑ひもなく、林業の上に  
置かれてゐた。それ故、以下に述べる經濟活動は、全て、林業

との關聯に於て考へて行かなければならない。  
扱て、林業に經濟的基礎を置き、それによつて一應の安定が  
保證されてゐた土井家が、自己の資本を、高利貸付と林地を除  
く不動産とに投じて行つたのは、極めて當然な結果であつた。  
然し、この兩者が、果して満足すべき成果を齎したか否かは輕  
々に斷定し難い。

いま、殘存する貸借の證文を整理すれば次の如くである。

「第四表」

明治初年より明治二〇年代に至る貸付金の概要。

貸付年度	金額	擔保物件	利率	借入者又は借入者居住地	備考
元治元年	40兩分朱	家屋敷・田畑・竹藪	月1割8分	代官所	
慶應元年—3年	166兩2分1厘	瓦	同上		
明治元年	4兩	杉山	月1割2分	浦	
" 4年	4兩	杉山	同上	尾野	
" 6年	118圓0錢0厘	杉・松山1ヶ所魚網2	月1割5厘	浦	
" 8年	165兩0分0厘	山	日歩1錢5厘	尾野	
" 9年	676兩86分0厘	山	同上	浦	
" 11年	74兩0分0厘	家屋敷	同上	野	魚具住込ノ爲
" 15年	110兩0分0厘	山	同上	美濃國大垣	
" 19年	1,440兩36分0厘	山	同上	美濃國本	山代金女勝ノ爲

この表に現はれた特徴的な事實は、第一に、土井家の行つた高利  
貸付が極めて短期間に限られてゐたことであり、第二には、擔保  
物件の種類によつて貸付金の額にかなりの距たりが示されてゐ  
ることである。前者は、當時に於ける我が國經濟の指導的中心  
地から隔絶され、貧弱な經濟機構に圍繞されてゐた北牟婁郡の  
地域性を打破しない限り、土井家にとつては、所詮避け難い運  
命であつた。然し、土井家の持つ保守的な性格は、高利貸付に  
漚しない魅力を感じつつも、かかる地域性の打破に逡巡した  
爲、當初の態度を保持することが困難となつた。この結果、貸  
付資本の伸張は阻害され、遂には逆に、經濟的な負擔さへも招  
いたのではあるまいか。この見解に誤りないとすれば、土井家  
が明治初年に於ける資本貸付の一般的形態から急速に脱落し、

更には、そのやうな經濟活動から遠のいて行つた理由も、或る  
程度理解することが出来ると思へる。第二の特徴は、山林を擔  
保とする貸付金の増大として具體化されてゐる。これは、土井  
家の山林に對する關心の強さを示すと同時に、多年に亘る經驗  
は山林への評價を正確ならしめ、且、その有利性を明確に認識  
してゐた故であると解される。  
最後に、田・畑・宅地第の不動産に對する土井家の態度であ  
るが、これ等は土井家にとつて、さして重要な意味を持つてゐ  
なかつたと考へられる。このことは、次に掲げる表からも、直  
ちに讀みとることが出来るであらう。

「第五表」

明治初年より明治二〇年代に至る田・畑・宅地等の取得概要。

種別 項目 年次	田		畑		宅地		其ノ他 物件名	金額
	反別	金額	反別	金額	反別	金額		
慶應元年			2反1畝3歩	20兩3分	2畝3歩	6圓72錢	家屋二棟	4兩2朱
明治4年			1兩6分	2圓16錢8厘	同上		同上	1兩
" 12年			3兩29分	15圓73分0厘	5兩18分	80圓0錢	家屋・物置・納屋	48圓00錢
" 14年	1反2畝5歩	60圓85錢	7兩23分	12兩0分0厘	2兩23分	15兩0分	家屋二棟	92兩0分
" 17年			6兩16分	4兩80分0厘				123兩96分8厘
" 18年								
" 20年								
計(註一)	1兩2分5厘	60圓85錢	4兩0分17分	24圓69錢8厘	1反1分0厘	105圓72錢		863圓76錢8厘

強ひていへば、元治元年に行はれた調渡、及び地租改正等と關聯して考へられないこともないが、かかる不動産の取得は、純然たる土井家の欲求に基づくものではなく、他の經濟活動一例へば、高利貸付等一の結果として生じた謂はば派生的現象と考へるべきである。

(註一) 尾鷲町南浦は、明治六年六月林浦を併せた。野地編・前掲書・三三四頁。

(註二) 野地編・前掲書・四三頁。  
 (註三) 同右。三二六―三七頁。  
 (註四) 同右。三四八頁。  
 (註五) 「尾鷲南浦・同中井浦・屋敷田畑山地券證控」・明治七年五月十五日下ル。に據る。  
 (註六) これについては、次表を参照されたい。尙、表の詳細は、本文中に夫々解説した。

項 目 種別 年次	支		出		山林・立木買却金	貸付金	物價指數
	山林・立木購入費	田・畑・宅地等購入費	合	計			
元治元年							
慶應元年							
明治元年							
" 2年	(金) 30兩	(金) 4兩 2朱	(金) 4兩 0分 2朱	30' 0" 0"		(金)206兩2分 1朱	
" 3年	(銀) 2匁 1分 4厘			(銀) 2匁 1分 4厘		(ノ) 4 0 0	
" 4年	(金) 65兩 3分 1朱			(金) 81兩 3分 1朱			
" 5年	(銀) 6匁 3分	(金) 21兩 0步0朱		(銀) 6匁 6分			
" 6年	(金) 41兩					118圓 0錢 0厘	
" 7年	268圓 42錢 5厘						
" 8年	195 30 0					165' 0 0	
" 9年	121 91 5			121 91 5		676 86 5	
" 10年	287 83 5			287 83 5		74 40 8	
" 11年	657 20 0			657 20 0			
" 12年	50 0 0	50圓 16錢 8厘		100 16 8	44. 0 0		
計	7,324. 35 3	454 31 6	7,778 66 9	4,341 15 2	2,584 63 3		

" 13年	125 37 0	76 58 0	201 95 0	327 91 0	110 0 0	
" 14年	780 26 4		780 26 4			
" 15年	977 62 5		977 62 5			
" 16年	798 14 8	184 0. 0	982 14 8	684 36 7		
" 17年	352 48 5	138 76 8	491 25 3	314 17 7	1,440 36 0	
" 18年	830 62 6		830 62 6	468 75 5		
" 19年	203 70 0	4 80 0	208 50 0	549 0 0		
" 20年	825 07 5		528 7 5	970 44 3		
" 21年	4 0 0		4 0 0			
" 22年	83 38 5		83 38 5			
" 23年	763 0 0		763 0 0			
" 24年						
" 25年						
計	7,324. 35 3	454 31 6	7,778 66 9	4,341 15 2	2,584 63 3	

(註七) これを土井家の取得した山林の「田手廻り」面積が低く、その面積が、田手廻り「田手廻り」の例を採りしもの。

(例一) 明治 16年, 4反3畝, 立木代金 135圓05錢, コノ年ノ属柏 1尺×當リ價格ガ2圓 15錢 8厘ヲアルカテ,  
 $10 \times 135.05 + 2.158 = 145.1$  尺×……1町步當リ材積 4.3  
 (例二) 同上, 明治 18年  
 $338.785 - 0.907 = 366.3$  尺×……1町步當リ材積 1.02

(例一)(例二)ノ材積ヲ土井八郎兵衛著・前掲書・附録四。属柏材積生長量ト比較スルバ

属柏材積 (一町步當リ)	5年			10年			15年		
	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積
例一	80尺×	220尺×	470尺×	80尺×	220尺×	470尺×	80尺×	220尺×	470尺×
例二	145.1尺×	366.3尺×		145.1尺×	366.3尺×		145.1尺×	366.3尺×	

右の材積は極めて概算的である。一畝の面積は、例一の例二の面積の約1.5倍である。

私有林に関する試論 (11)

四七 (一五五)

(註八) 土井家の行野浦入會山取得に關する係争事件、及び南浦村持山を繞る事件は、現地の人々の知るところである。(註九) 山林順續にはこの例が朱書されてゐる。然し、正確な数は捉へ難い。

(註十) 「元治元甲子十二月・田畑山林家屋敷・讓渡帳・土井達五郎」によれば、山林一七ヶ所、田畑六ヶ所、屋敷三ヶ所、金貳百兩が土井大助に讓渡されてゐる。

(註十一) 明治前期財政經濟資料・第一卷・三〇四―三一頁。より東京貸付金利率を抜萃して左に掲げる。各年最高利率。

年	割	年	割	年	割
元年	一、四〇〇	九年	一、八〇〇	一七年	一、五〇〇
二年	一、三五〇	一〇年	一、二〇〇	一八年	一、八〇〇
三年	一、三八〇	一一年	一、五〇〇	一九年	一、二七七
四年	一、四〇〇	一二年	一、五〇〇	二〇年	一、五〇〇
五年	一、三五〇	一三年	一、八〇〇		
六年	一、二八〇	一四年	一、八〇〇		
七年	一、八〇〇	一五年	一、五〇〇		
八年	一、八〇〇	一六年	一、〇〇〇		

(註十二) 東氏藏・前掲書より、明治三十一年に於ける重要物産及びその價額を掲げる。

林産物	一六二、六九六	林産製造品	二、五〇七
海産物	三三八、一六九	海産製造品	一七六、四五六
農産物	一、二六六、七六五	醸造物	一八八、八二八

土地臺帳(二册)より作成した。尙、大正三年の數字は、同書中に朱書された「魯書」に據る。山林・原野は、原簿に雜地と記入されてゐる場合もある。

この數字は、「南・北牟婁郡に亘り約一千餘町歩の森林を有し、其の大部分八百五十町歩は杉・扁柏の人工林にして……」といふ記述と比較すればかなりの距りはあるにしろ、「山持ちは地所持ち」であることを明瞭に示してゐる。この意味に於て、土井家の所有する山林が「地主的林地」であり、その經營が「地主的林業經營」であると規定することは差支へない。

ところで、この表に現われた一つの傾向として、所有山林の増加速度が緩慢となつた點を指摘することが出来る。このことは、明治二〇―二五年に集積された山林面積を顧みたととき、一増明瞭となるであろう。勿論、かかる結果を創出した原因について早急な結論を求めるのは非常に危険であるが、我々は、これを次の様に考へてゐる。

「…明治十三年ノ項ニ至リテハ諸物價共ニ暴騰ヲ極メ農家ノ如キハ殆ト昔日ニ倍スルノ收入ヲ見ルニ至リタルヨリ生計ノ程度モ亦大ニ激進シテ衣服飲食ヨリ家庭庭園ニ至ルマテ善美ヲ競フノ有様ナリシカ明治十七年ノ項ヨリ此形勢頓ニ一變シテ諸物價低落ノ端ヲ開キ諸業又相次テ衰廢ニ歸シ明治十九年ノ項ニハ殆ト其極度ニ達シ生計ノ困難非常ニ増加シ家ヲ亡ホスモノ産ヲ破ルモノ所在輩出シテ慘憺ノ光景ヲ……」呈したのである。かかる景氣變動―これは、明治一四年に始まる不換紙幣整理を主因

私有林に關する試論(二)

既に述べた約二世紀間・七代に亘る經濟活動の成果は、明治三一年、第八代の當主忠兵衛によつて受け繼がれて行つた。この時以降、我々は、躊躇することなく、土井家を既成の大土地所有者と呼ぶことが出来るのである。

然らば、土井家の如き經歷を持つ大土地所有者が、變動の餘波に揺れる社會狀態の中で、過去の經濟體制をそのまま維持し得たのであろうか。換言すれば、林業は、土井家の經濟的支柱としてその命脈を保持することが出来たかといふ問題である。これに對し、我々は、土井家の背景となつた尾鷲地方が、山村的要素を多分に含んでゐたこと及び、土井家が傳統に授けられた大山林所有者であつたことを再確認してをかう。

年次	項目	田・畑地	山林・原野	宅地
明治三一年	町反畝	九〇八	一六八	八五
明治三五年	町反畝	九三〇	一三一	一八八
明治四四年	町反畝	九三八	二二一	一九〇
大正三年	町反畝	九八九	二二二	二二二

(註) 明治三一・三五・四〇年の各數字は、「土井忠兵衛

としてゐる―によつて蒙つた農民及び中小企業者達の影響は、土井家にとつて二様に作用した。即ち、今日の糧にこと缺く農民に對し、土井家の資本は呵嘖なく一時には恩惠の裝ひに飾られたながら―山林の集積を行ふことが出来たのである。然し、この他方、販路の扼塞に喘ぎ資金の缺乏に悩む中小商工業者並に水産業者達は、土井家の貸付金乃至出資金に一顧を興える暇さへなく零落の淵に身を投じてしまつた。端的にいへば、大地主たる土井家にとつて有利に作用した景氣變動は、脆弱な企業者及び金融業者たる土井家に決定的な打撃を與へたのである。明治二〇―二五年に至る山林集積の激化・一筆當り面積の極端な狹隘化は、正に、前者の忠實な反映と看做される。後者については、具體的な例證を缺くとはいへ、前節・第四表に示された利率の低下にその關聯性をみる事が出来るであろう。然も、後者こそ、明治三一年以降に於ける山林の集積速度を決定した最大の原因と推測される。何故ならば、土井家の期待する高利貸資本への寄生、更には、企業的野望が覆されたとき、土井家は、その原因に思ひを馳せることなく、只管に、傷疾の身を父祖の業へと急がせたのである。換言すれば、土井家を繞る經濟的地域性の守株によつて齎らされた結果は、土井家の舊套への復歸として現はれるに至つた。このことは、土井家の蒙つた損失の重大さを示すと同時に、その經濟活動に一つの限限を劃定したといふことが出来る。従つて、明治三一年以降は、山林への關心を持続しながらも、これを實現する手段を缺いた、謂は

四九 (一五七)

ば、再整備の段階と考へて差支へない。<sup>(註)</sup>  
 最後に残された問題は、林業を土井家の經濟的基礎と認める  
 ことの可否についてである。この問題は、土井家の經濟的活動  
 分野乃至その情況が、假りに、既述の如くであつたとすれば、

林業収入と田・畑小作料とを比較することによつて、解決の端  
 緒を捉へることが出来る。いま、各年度に於ける林業収入の概  
 数を掲げれば、次の通りである。  
 「第一表」

年度	入			手前			刈			等		
	伐木数	賣却金	備考	伐木数	見取本数	見取金	備考	年数	見取本数	見取金	備考	
明治32年	2	816本	圓 238.85	2	1,958本	圓 1,918.38	3	863本	圓 62.00	圓 0	不明	
33年	1	483	圓 357.97				1	1,787				
35年	6	10,640	圓 3,211.00									
36年	10	10,332	圓 7,983.43	1	7,122	圓 1,553.00	2	4,596	圓 2,415.35	0		
37年	2	481	圓 376.29	2	3,957	圓 3,010.00						
38年	3	3,215	圓 2,832.47			圓 11,248.62						
39年	7	21,617	圓 16,270.91				1	960	圓 1,246.00	0		
40年	15	33,169	圓 19,051.29				2	2,300	圓 2,119.00	0		

(註) 本表は、「山林見積帳」(六册)によつて筆者が作成した。

括弧内は筆者の註である。

この數字は、資料の性格からして略々實數に近い實數より一割弱低いものと考へてよい。ところで、さきに記した田畑所有面積の内譯は次の如くであるから、

年度	田地面積	畑地面積	計
明治三一年	町四九二畝	町四一六畝	町九〇八畝
明治三五年	町四九七畝	町四三三畝	町九三〇畝
明治四〇年	町四九七畝	町四四一畝	町九三八畝

これに基いて、小作料による土井家の収入を概算すれば、

年度	田 地 小 作 料			畑 地 小 作 料			計
	反當小作料	米價(円)	所有面積	反當小作料	(米價)	所有面積	
明治32年	石斗升合 9.15	圓 11.32	町反畝 4.92	石斗升合 4.95	圓 11.32	町反畝 4.16	圓 742.68
25年	9.15	12.07	4.97	4.95	12.07	4.33	807.45
40年	9.15	16.02	4.97	4.95	16.02	4.41	1,068.04

(註) (イ)は、農林省農務局・大正元年及明治十八年小作償  
 行に關する調査資料・大正一五年八月刊・一八二〇頁。自  
 明治四一年至大正元年五ヶ年平均實收小作料・中下田、中下  
 畑の平均値である。  
 (ロ)は、農商務統計表・物價統計より引用。  
 (ハ)は、計上單位以下切捨。  
 となる。そこで、林業収入と小作料収入とを比較してみやう。

項目	林業収入	小作料収入	計
明治三一年	圓 三三,八五七	圓 七三,六八四	圓 一〇七,五四一
明治三五年	圓 五三,三三六	圓 八七,四四八	圓 一四〇,七八四
明治四〇年	圓 一七,〇五二	圓 一〇六,〇四九	圓 一二三,一〇一

(註) 本表の林業収入には、交換等による収入は含まれてゐ  
 ない。

私有林に關する試論 (二)

これに依れば、林業は、依然として、土井家の經濟的支柱を  
 構成してゐたものと認められる。それと同時に、土井家の林業  
 經濟は、田畑小作料の支援を除外しても、尙、獨立的に遂行し  
 得たのみならず、その比重は時を逐ふて増大の一途を辿つて行  
 った。この結果が、舊套に復歸した土井家の必然的運命であつ  
 たことは繰返すまでもない。  
 以上の研究から、明治三〇年代に於ける大山林所有者の性格  
 を出來得る限り一般化して結論すれば、次の通りである。即ち  
 傳統に援けられた大山林所有者にとつて、生活の基盤を恒常的  
 に準備してゐた山林は、經營の合理化によつて、より以上の希  
 望を實現する手段ともなり得たのである。然し、この場合、彼  
 等の冀ひは、嘗つて山林集積の過程に於て試みた、高利貸資本  
 乃至前期的商業資本への轉化として具體化されて行つた。従つ  
 て、彼等の多くが、變動する經濟體制への追隨を阻止され、野  
 望は悔恨の度を深めることのみ役立つたのである。ここに於



て、彼等は、それが、政治權力・指導的經濟勢力との聯繫を缺き、且、彼等に内在する極度に保守的な性格に基因するものであることを見究めやうとはせず、徒らに、彼等の經濟的活動分野を收縮することに専念した。それ故、少くとも、明治三〇年代に於ける彼等の經濟的勢力には一つの限界が存在してゐたと見られるのである。それにも、拘らずこの過程を通じて、彼等の林業經營に對する關心は強化され、山林への意識に斬新さが加えられた點を見逃してはならない。この意味に於て、彼等は確かに、當時の我が國林業を擔ふ一群の人々といふことが出来るであらう。

(筆を措くに當り、貴重な資料を貸與された土井家に對して深々な謝意を表すると共に、本稿が筆者の獨力に依らざることを明記し、協力を惜まれなかつた幾多の人々に對し御禮申上ぐる次第である。)

(註一) 本文四〇〜四二頁参照。

(註二) 「三重縣の林業」昭和十五年・三重縣經濟部林務課刊・一三〇頁。

(註三) 石渡貞雄・前掲書・二五三頁。

(註四) 「貨幣制度調査會報告附録」三〇八頁。埼玉縣外七縣人民生計及冠婚葬祭ニ關スル調査・(乙)三重縣調査参照。

(註五) 藤田武夫・日本資本主義と財政・上二〇六〜七頁。

(註六) 土井家による資本貸付が廣範圍に亘り、且、自からも數種の事業—海運業・水産業等—を主催したことは、現地

調査によつて確認することが出来た。  
(註七) 取得山林面積の狹隘化は、明治三一年以降増々顯著となつた。その概要は次の通りである。一筆當り面積は單位以下切捨。

年次	町反面積	町反歩	町反畝	町反畝	町反畝	町反畝
明治三一年	町反面積	町反歩	町反畝	町反畝	町反畝	町反畝
31年	185,933.8	159	123	154	11.5	町反畝
35年	188,888	2950	184	11.5	町反畝	町反畝
40年	190,734	18426	170	11.2	町反畝	町反畝

(註八) 土井家に關する限り、「明治の初期には相當の森林小所有者が存在してゐた。それが明治三〇年前後景氣の變動に伴ひ、森林を賣却するものが増加し、漸次小所有者が大部分者に集中されて行く傾向。」(林業經濟實態調査・前掲書・一三九頁)は、さして顯著でなかつたといはざるを得ない。

### 主成分分析 (Principal Components) の經濟分析への應用

佐藤・保

#### 一、序

Mathematical Statistics Vol. 23, 1952 p. 88.

この原理が經濟的變數に應用される時どのような意味をもちどのような利點をもつてゐるであらうか。Tintner は次に Stone の使用した例を引いて十七の變數が三箇の要素によつてその分散の殆んど全部が説明され、相關を調べることによつて第一要素として所得、第二要素として所得の變化率、第三要素として傾向値を選び、結局その三つで變數の總分散の九七%が説明できる。それ故に十七の變數のこれら三つの説明變數に對する重回歸を計算することは有效であらう。と述べている。又主成分分析の他の應用は一般指數の面である。現在使われている指數、例えば生産指數を例にとれば附加價值をウェイトとした加重平均のものが多いが、これらの經濟的指數に對して統計的指數ともいふべきものを考えることができる。即ち主成分分析の應用によつて種々の生産量の分散の何%が説明されているかがわかるからである。

以下この原理と日本經濟への適用を示すことにする。  
註三 G. Tintner Econometrics p. 109-110.

#### 二、主成分分析の原理

先にも述べた如く原理は變數の組をより基本的な要素と呼ばれる獨立な成分の組に分解することであり、これは Hotelling によつて工夫された。又 Girshik は systematic component と誤差の和からなるところの變數の組がある時最小の誤差を伴

普通使われる多元回歸と共に、その一般化を示すともいふべき多元解析の方法が發展してきた。これらの方法は經濟分析に應用されて有效な結果を興え得るかどうかは今後の問題ともいえるのであるが、Tintner はその著 Econometrics の中で判別分析 (Discriminant Analysis) 正準相關 (Canonical Correlation) 加重回歸 (Weighted Regression) 主成分分析 (Principal Component) の四つを説明し經濟分析に應用してゐる。この内前者が非常に密接に關連を持つたものであることが Kullback によつて示されてゐる。判別分析とは若干の資料からある特性を選んで資料を二分しこれらのグループの間に或る意味に於て最もうまく區別を興えるような線型函數を決定することであり、主成分分析は變數の組をできる限り少いより基本的な成分の組に分解すること、總分散が各成分によつてどれくらい説明されるかを示すものであり、正準相關は二組の變數があるとき各組に含まれる變數の一次結合によつて表し、これを正準變數と呼べばこれら二つの正準相關を極大にしようとするものである。加重回歸は變數のすべての組が誤差を伴う場合を取扱うものである。それぞれ特徴のあるものであるがここでは主成分分析について少し詳しく述べて見たいと思

う。

註一 G. Tintner Econometrics 1952 p. 93.  
註二 B. Kullback An Application of Information Theory of Multivariate Analysis. Annals of

主成分分析の經濟分析への應用